

# 教育民生常任委員会会議録

令和元年12月9日

宮古市議会

## 令和元年12月定例会議 教育民生常任委員会会議録目次

(12月9日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	3
開 会	4
付託事件審査(1)	4
付託事件審査(2)	13
付託事件審査(3)	22
付託事件審査(4)	23
付託事件審査(5)	23
付託事件審査(6)	26
閉 会	29

## 宮古市議会教育民生常任委員会会議録

日 時  
場 所

令和元年12月9日(月曜日) 午前10時  
議事堂 委員会室

○

事 件

[付託事件審査]

- (1) 「宮古市に放射性廃棄物を持ち込ませない条例(仮称)」制定を求める請願
- (2) 宮古市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- (3) 宮古市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 宮古市学童の家条例の一部を改正する条例
- (5) 宮古市立学校条例の一部を改正する条例
- (6) 宮古市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例

出席委員（7名）

熊 坂 伸 子 委 員 長	坂 本 悦 夫 副 委 員 長
白 石 雅 一 委 員	畠 山 茂 委 員
橋 本 久 夫 委 員	長 門 孝 則 委 員
加 藤 俊 郎 委 員	

欠席委員（0名）

なし

---

説明のための出席者

〔付託事件審査〕

(1)

紹 介 議 員	竹 花 邦 彦 議 員	紹 介 議 員	佐々木 重 勝 議 員
紹 介 議 員	落 合 久 三 議 員	紹 介 議 員	佐々木 清 明 議 員
請 願 者	豊かな三陸の海を守る会 共同代表 横 田 有 平 君	請 願 者	豊かな三陸の海を守る会 共同代表 岩 間 茂 君
請 願 者	豊かな三陸の海を守る会 共同代表・事務局長 菅 野 和 夫 君		
参 考 人	市民生活部長 戸 由 忍 君	参 考 人	環境生活課長 北 館 克 彦 君

(2)

総務部長	伊 藤 孝 雄 君	市民生活部長	戸 由 忍 君
税務課長	松 舘 恵 美 子 君	総合窓口課長	西 村 泰 弘 君
市民税係長	佐々木 則 夫 君	国民健康保険係長	大 越 公 君

(3)

保健福祉部長	中 嶋 良 彦 君	福祉課長	田 代 明 博 君
生活福祉係長	金 澤 健 司 君	生活福祉係主査	波 柴 昌 幸 君

(4)

保健福祉部長	中嶋良彦君	こども課長	伊藤貢君
副主幹兼子育て支援係長	中西秀彦君		

(5)

教育部長	伊藤重行君	教委事務局総務課長	若江清隆君
教委事務局総務課総務係長	佐々木成人君		

(6)

教育部長	伊藤重行君	教委事務局総務課長	若江清隆君
教委事務局総務課総務係長	佐々木成人君	新里給食センター所長	花輪政文君

---

○

議会事務局出席者

局長	菊地俊二	主査	前川克寿
----	------	----	------

## 開 会

午前9時54分 開会

○委員長（熊坂伸子君） 皆さんおはようございます。

はい、定刻より若干早いようでございますけれども、皆さんお揃いのようなので始めたいと思います。よろしくお願ひいたします。ただいままでの出席は7名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまより教育民生常任委員会を開会いたします。本日の案件は、付託事件審査6件、説明事項1件となりますので、スムーズな議事進行にご協力をよろしくお願ひいたします。なお各議案の提案理由につきましては、本会議で説明済みでございますので、省略をいたします。それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

○

### 付託事件審査（1） 「宮古市に放射性廃棄物を持ち込ませない条例（仮称）」制定を求める請願

○委員長（熊坂伸子君） まず、請願第5号「宮古市に放射性廃棄物を持ち込ませない条例（仮称）」制定を求める請願を議題といたします。本日は、紹介議員の竹花邦彦議員、佐々木重勝議員、落合久三議員、佐々木清明議員及び請願提出者であります「豊かな三陸の海を守る会」より共同代表の横田有平さん、菅野一夫さん、岩間茂さんに出席をいただいております。

それでは、紹介議員の竹花邦彦議員より請願の内容について説明を願います。はい、竹花議員。

○紹介議員（竹花邦彦君） おはようございます。今、委員長のほうからお話がありました、紹介議員の竹花邦彦です。ご案内のように、6名の議員がこの請願書の紹介議員になっておりますが、私のほうから請願の趣旨等について簡単に説明を申し上げて、ご理解をいただきたいというふうに思います。

「宮古市に放射性廃棄物を持ち込ませない条例（仮称）」制定を求める請願であります。ご案内のように今、日本における原子力発電所から、高レベルの放射性廃棄物が発生をいたしております。しかし、この放射性廃棄物の処理・処分をどうするか、これが日本では大変な大きな課題になっていることは、既に皆さんもご案内のとおりだというふうに思います。現在はこの処理方法が決まっておりませんから、多くは原子力発電所内に保管をされ、今これが満杯状態になっているという状況にもあることも、既にご案内のとおりだというふうに思います。こういった状況の中で、請願書の中にもありますが、経済産業省、国では、2017年の7月に科学的特性マップ、これを公表をいたしました。つまり地層処分を進める場合の適地を公表したということになっているわけです。この北上山地そして宮古市を含めて、地層が安定をしているということで、この特性マップでは地層処分の適地だと、このように公表もされているところでもございます。適地の一つは海、港湾等を持っているということもですね、一つの好条件の場所というふうにされておりますので、そういった意味では、本市宮古市も、こういった状況では、地層処分の適地とされているところでもございます。私たちとすれば、こうした放射性廃棄物の地層処分を行う場合の適地として、何とか宮古市とすれば、この適地と公表されない前にですね、しっかりと我々とすれば、受け入れについては、しっかりとした明確に最終処分場にならないと、こういった意思表示をする必要があるんじゃないかというふうに考えております。

この間の経緯を申し上げれば、この科学的特性マップを公表されて以降、達増岩手県知事も、そして山本宮古市長もですね、2017年の9月の定例議会で須賀原チエ子前議員等々が、これにどう対応するのかという一般質問を行っているわけですが、この際に市長も本市の基幹産業である農林水産業、あるいは観光産業等に風評被害を与えることになる。この観点からこれを防止をする意味から、宮古市は受け入れをする考えはな

いと、こうした表明をいたしているところであります。

しかし、私どもの請願の趣旨はご案内のように、いわば現在の県知事や市長は受け入れをしないというふうに言っていますけれども、首町等の当然交代が考えられますから、そうした首町の交代があって、また市長等の考え方に左右されることがないように、条例で宮古市は受け入れをしないと、こういった意思表示を明確にする必要があるのではないかという、そうした考えに基づいて、この本条例をですね、宮古市で制定をしていただくように、請願をいたしたところでございます。

どうか委員各位におかれましては、この請願の趣旨にご理解をいただきましてですね、賛同いただけるようお願いを申し上げたいと思います。なお、補足あるいは質問等々のやりとりについては、きょう請願者の豊かな三陸の海を守る会の共同代表の皆さんがご出席をいたしておりますので、足りない分については、補足をさせていただきたいというふうに思っておりますので、この点についてもよろしくお願いを申し上げます。以上簡単ですが趣旨説明にさせていただきます。

○委員長（熊坂伸子君） はい、説明が終わりました。請願提出者の方からも、説明等がございましたらどうか。いかがでしょうか。

はい、横田有平さん。

○請願者（横田有平君） 豊かな三陸の海を守る会の共同代表をしております横田有平でございます。

私どもの会は、現在108名の会員でございますけれども、この会の設立につきましては、ちょっとこの本題とはちょっとずれますけれども、平成17年ごろですか、東京の農業大学の博士が、みずのせけんや先生と言いますけれども、青森県6カ所村から大量の放射性廃棄物が海に流されていると、これは21世紀最大の海洋汚染になるだろうということがありまして、私どもはこれを契機として、豊かな三陸の海を守る、そういう強い意志でもってこの会を設立したものであります。

次の年には、宮古市の議会の記録にもあると思われまして、6カ所村からは放射性廃棄物を流さない、というような法律を制定していただきたいということの請願を宮古市にも当議会にもお願いをいたしまして、採択をされて、それが衆参両議院長宛て、あるいは環境大臣宛てにそれぞれ意見書として出されておるわけでございます。これは岩手県の32市町村の方から全部の了解をいただきましたが、ただ残念ながら、岩手県と釜石市がそれを拒否されて、実現をされておられませんけれども、ほかの市町村からは採択をされて、それが国に上がっているということになっております。

そういうことで、今回のNUMOの件でありますけれども、地か300メートルに放射性廃棄物を埋め込んで、そして結局、日本の原発の現在の状況を鑑みますと、いわゆる最終的な処分も決まっていない状況の中で原発を稼働していると、いわゆる一般的にはトイレのないマンションというように言われておりますけれども、そういう状況の中で今度、最後にはもうせっぱ詰まって地下に埋めるという方針がされているわけですが、これがですね、仮に北上山系が狙われているということもありますので、これがもし早池峰の麓とかですね、遠野とか昔は前には遠野にもちょっと話があったんですけれども、そういうことが実現されますと、これが最終的には地下水汚染となって海洋に放出される、あるいはそういう危険があるということで、私どもの豊かな海を守る会の意思に沿って、今回の活動を展開しているという事情がございます。

全国では今、22市町村でそれを受けない条例を制定されておりますが、これは全然そういうようなその特性マップにも載っていない市町村でも採択をされておりますので、特にも今回、全国で3カ所、北上山地、あるいは福島ですか、北海道と、その3カ所が特性マップで示されておりますけれども、その中の一つが北上山系

でありますので、特に宮古市では、そういうことを重要視して、今後、孫子の代まででもう100年も200年も1000年も今後続くわけでございますので、そういう状況の中でもし仮に、そういう非常事態が起きた場合には、もう大変な事態になるわけでございますので、その辺を私どもは皆様に訴えまして、ぜひこれをですね将来永久的にも宮古市には誘致しないと、そういうきちんとしたものを制定していただきたいというのが私どもの願いでございますので、よろしくご審議お願いします。

○委員長（熊坂伸子君） ほかに、はい、岩間茂さん、どうぞ座ったままでもよろしいので。

○請願者（岩間茂君） あの、教師をやったときに、座ったまま説明しなれてないもんですから。豊かな三陸の海を守る会の共同代表をやっています岩間と申します。もと中学校の理科の教師をやりました。それで科学的な観点での説明が、多分私は上手かなと思ひまして、説明させていただきます。

NUMOのほうで出された科学的特性マップの場合、この緑色に塗った地域になります。ほとんどがもう海岸から20キロとか近くだけをほぼ活断層とか火山とかだけを抜いて発表したものですね。でも、実際に本当にこれが適地なのかということ考えたときに、実はもう地学者の方ですね、この中で埋めるんならここだというふうにもう学会のほうで発表してるんですね。こういう発表っていうのは、もう正式な発表が出ちゃうとそこの市町村の方はあつという間に反対運動が巻き上がって、大抵ポシャになるんで、これは多分ライジングじゃないかなと思ひます。でも、発表したときに、あんまり全国的なニュースにはならず、これは中日新聞に載ったやつです。その中にも見事に北上山地が候補地として入っている。これはなぜかという、私も教師として理科を教えたときに、我々の住んでる北上山地ってすごく安定したところなんだよ。直下型の地震は絶対ないよというような話をしました。これ地質図なんですけれども、授業で使ってるうちに物すごいぼろぼろになってしまってるんですけれども、これ北上山地、宮古はここですね。これが重茂半島になります。これだとですね、大体3つぐらいに見えてると思います。こちら側が中生代の地質で、この下側が古生代の地質。西側のほうはまさに今、奥羽山脈ででき上がってる新生代の地質になります。我々は大体、中生代あるいは古生代の境目あたりに住んでると。そうするとですね、ここに赤っぽいのがあると思いますけど、これが花崗岩といいまして、いわゆる墓石に使ってるあのゴマみたいなやつですね。あれが花崗岩で、火山が噴火せずに地下の物すごい深いところで、噴火できずにマグマが固まってしまったという岩石です。その周りにはかなりいろんな黒い線が入っていると思いますけども、この黒い線がまさに断層の跡なんです。宮古の近辺の断層でわかりやすいのは、宮古湾は実は断層でもって片側が落ちて宮古湾ができ上がってます。浄土ヶ浜のところだけは、ちょっと火山の跡があるんですけども。こういう断層の跡はいくらでもあるんですけども、実はこの断層の跡がこの花崗岩にはないんです。ということは、断層は花崗岩より前に起きたというふうに見えるわけですね。そうすると、花崗岩ができたのが約1億年ぐらい前なわけです。したがって、1億年前にもうほとんどこういう活断層とかそういうものは終わって、非常に安定した岩盤になっているというふうに見えると思います。

こういう岩盤のところっていうのは、日本国探してもそんなにいっぱいはありません。だから多分この地学に関する学者さんは埋めるならここだよというのを3カ所、阿武隈高原と北上山地と釧路の根釧原野あたりと、こういうふうなものを出したんだと思います。

だから、いざというときには、多分こっちのほうに話に来るんじゃないかなと。話が来るときに、何にもせずに向こうは来ないと思いますね。多分と下のほうでもうお金をばら撒きながら、協力している人を探しながら、地固めをして、そいでもうこっちが反対運動を幾らやってももう取り返しがつかないぐらいの状況の中で、



候補がやってくると。そのときに私は賛成派・反対派でもってね、もう物すごい争いが起きる。宮古市でそういう争いが起きて、とんでもない、こんなとこ住みたくないっていうような思いが出てきてしまう。若者たちがそういう思いになってしまったらば、若者は宮古にもう居たくない、定着しないという、そういうひどい現状になってしまうんでないかなというふうに危惧してます。

そうすると、そのためにもやっぱりですね、それをやらないためにも、我々の宮古市はこれはもう受け入れませんということをはっきりと宣言して、候補には絶対上げないでくださいというそういうメッセージを送らなければならないんじゃないかなというふうに思ってますので、よろしくをお願いします。

○委員長（熊坂伸子君） 説明は以上でよろしいですか。

菅野和夫さん。

○請願者（菅野和夫君） おはようございます。豊かな三陸の海を守る会の共同代表兼事務局長をやってます菅野和夫と申します。本日はご審議いただきまして、まことにありがとうございました。

今、岩間から話がありましたように、岩手県の地盤の説明はあつたようにですね、かねて県も国に今要望しています I L C ですね、地盤を見てもわかるとおり、この北上山系の南側 I L C が誘致されてしまうと、次、連続する県北の地域も調査すでに入っておるんですよ。これは NUMO にかかわらず、前身でありました。動燃の時代に人工衛星などを使ってこの山系を調査した資料は私の手元にありますけれど、本日は話だけで進めさせていただきますけれど、当初、科学的特性マップっていう発表の前に、半年前には有望地で発表しようと思ったら、まったがかかってしまって、名前が悪いと。名前が悪いっていうことは、ピンポイントで発表してしまうという日本国じゅう大騒ぎになってしまっているんで、手持ちにありますか、グリーンマップと称するベルトラインでどこでもいいようにどこでも手を上げられるように、そういった発表してしまいました。ところが、有望地には既に、自治体関係者のみ、それから一般の方たちに推進に当たっての説明会がなされておりまして今も継続中です。その中身は青森、仙台、盛岡、そして釜石に私ちょっと行けませんでしたけど、いずれも、安全・安心ということをうたい文句にして、理解を求めたいという話でした。翻訳と、かねて原発での時代も、50の壁に守られて絶対に外に放出することはない、だから安心して生活してくださいというような言い方をされた安全神話の時代もありました。もろに福一の事故で崩れたことは、皆さんご承知のとおりだと思います。

そういう意味で、この岩手県は6カ所にも近いし、海上輸送距離も短距離で済むし、それから県北っていうのはどうしても疲弊されてる地域が多いもんですから、そういった意味で狙われる可能性もあるし、そういった意味では宮古を中心とした県北地域が先ほど発表になったのも理解できると思います。そういう意味で、今後、議員さん、それから自治体の担当者が呼ばれて話が進む場合に、この宮古市ではこういう条例つくってますんでご審議くださいというための一つの印籠ですか、にかわるようなものを備えて準備していただければと思っております。

ちょっと追加で、先ほど東陽町の条例を配付しましたけど、高知県東洋町ではかねて町長はみずから手を挙げて国の話を聞こうとしたら、町中が蜂の巣を突くような大騒ぎして、リコール運動まで起こりまして、400年の伝統ある祭りが身内・家族分断の町で中止になったという大騒ぎしたことがありました。そういう二の舞を私たち知っておりますので、そういった意味で今回の請願を出した次第です。よろしくご検討お願いしたいと思います。以上です。ありがとうございました。

○委員長（熊坂伸子君） はい、ありがとうございます。説明が終わりました。質疑のある方は挙手を願います。

長門委員。

○14番（長門孝則君） どうも請願者の皆さんご苦労さまです。お礼申し上げたいと思います。

確認の意味で、1点だけお聞きしたいと思います。請願にはもう賛同をいたします。この請願について、宮古市だけの問題ではございませんので、近隣の市町村の方にも同じ請願を出されているのかどうか、その辺1点だけお聞きしたいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） はい、横田有平さん。

○請願者（横田有平君） 補足です。現在ですね請願を出しているのは宮古市だけでございます。それで、この後、引き続いて山田町でやるという計画が今進んでございます。以上です。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。ほかに。

坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） 今日はどうもご苦労さまです。

請願の趣旨については、わかり過ぎるほどわかりました。核のごみの処理方法、それだけでなく福島原発の事故もですね、全く検証しないまま原発を再稼働させたことについては、私も大変怒りを感じております。

先ほど岩間先生の方から、岩手県は安定した地盤であることから、有力な候補地として挙げられているというお話だったんですが、私の関心がすごくあるのは有力な候補地の中にあっても、さらに、岩手は有力なのか。その辺をちょっとお伺いしたいんですが、

○委員長（熊坂伸子君） はい、岩間茂さん。

○請願者（岩間茂君） 先ほど地質図で説明しましたがけれども、やっぱりこういうふうに安定した地質のあるところっていうのは、そんな日本国じゅういっぱいあるわけではないんですよ。

私は生徒に岩手のことしかも教えてないんで、それ以外の地域についてあまり詳しくないんですけどもね。何で岩手は安定してる地質かっていいますと、実は大陸移動説というのがありますよね。その中でだんだんだんだん動いてきてくっついてくるという付加体という言葉があるんですよ。例えば伊豆半島がフィリピンの方に本当あったんだけど、押されてきて今あそこの位置に合体してるとか、それからインドがもっとアフリカの方にあって、それが押されてきて今の位置にあって、さらに押ししてるんでヒマラヤ山脈ができるよかっていう、世界的な流れがあるんですけども。実は岩手のこの北上山地もですね、付加体ではないかというふうに言われてます。だからもうちょっと太平洋のほうにあったのが流れてきて合体して、押しして今は奥羽山脈ができて、だから付加体の方はあんまりかなり古くなって安定してるという形で、もう押した形が、もう既にかなり昔に終わってしまってるという形ですね。こういう形、北海道の半分ぐらいもそういう形ででき上がってるというふうに言われてます。

ただそういう地域っていうのは、そんなに日本では多くないと私は聞いています。だから、かなり狙われやすい地域じゃないかな。いや島みたいな、太平洋にあるような島みたいなのが大陸移動説、マントル対流で押されて最後に合体するという、そういうのが付加体っていう。だから授業では冗談に、ハワイもこっちにだんだん年間1センチずつぐらい迫ってるから、1メートルかな迫ってるから、そのうちにハワイはこの辺にくっつくよって話は、ちょっと冗談じゃ生徒に言いますけれども、だからそういうすごく安定した地域なので。

ただ向こうも苦慮してね、そんなに安定してなくても、こんなところでもいいのみたいなのは最後には出てくる可能性があります。ただ、問題なのは埋めるまでに50年かかるんですよ。これはガラス固化体って言って、これ大体身長にして134センチですけど、子どもぐらいの大きさなんですけども、これが大体、体重が500キロ

というすさまじいものなんですけれども、これガラスの塊なんです、これは放射線が飛び交って、それが止まるときにやっぱり放射線の運動エネルギーが熱エネルギーに変わるんですよ。それがすさまじい量なんで、近づいただけで二十秒で即死というぐらいなすさまじい量なので、発熱した量を全部足すと2,000ワットぐらいになるんですよ。2,000ワットっていうと、大体こたつが4個ぐらいの中に入っている。このくらい暑いんですね、地下に埋めちゃうと熱こもっちゃって、何が起きるかわかんないんで、それで50年ぐらいたってこの放射能が少し弱まる。それでも300ワットです。そのくらいのを埋めるということになってますので、地上保管が50年ということになってます。だから本当に埋めるとしたら50年後になります。だから、その間に何とかこの辺の地域を口説き落とすという長期間の戦い、向こうもそういうことになるんだと思いますので、多分忘れたところにそんな話が出てくる可能性があるということです、すごくそういう意味では。

○委員長（熊坂伸子君） 竹花議員。補足説明ですか。

○紹介議員（竹花邦彦君） 今、岩間先生の方から地史的なお話がありました。なぜ我々宮古市が適正なのかという、適正地になっているか、少し補足をさせていただきたい。

一つは先ほど菅野共同代表の方からお話がありましたが、特性マップでは海岸地から20キロが一つの目安です。つまりこれは放射性廃棄物を輸送するわけですから、陸上輸送はできるだけ避ける必要があるだろう、とすれば当然、海上輸送というものが大きな廃棄物の運搬手段とすれば考えられていると。一つはそういった意味で宮古が適地だということになってくるだろうというふうに思います。

それからもう一つやっぱりこの地内には、旧鉱山跡地等も市内にはございますので、当然、国がこういった場所の選定等も出てくる可能性が非常に強いだろうというふうに思ってますので、そういった意味では、地質の問題だけではなくて、こういった社会的な立地条件等々を考えていくと、当然宮古市もこの地層処分についてはですね、一つの大きな有力な選択肢に入るのではないかと、このように考えておりますので、したがって持ち込ませない条例制定を早く作っていただきたいという思いがある。以上補足させていただきました。

○委員長（熊坂伸子君） はい、坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） どうもありがとうございます。

岩間先生と、竹花議員の話聞いて、何かますます心配になってきました。この条例ですね、持ち込ませない条例をつくれればですよ、最終処分場の候補地にはならない、外れるということなんじゃないでしょうか。どうなんでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 岩間さん。

○請願者（岩間茂君） 向こうの話なので、私も過程の話でしか説明できませんけれども、もし本気で向こうが望むとしたら、その条例をひっくり返す手段が必要ですね。一つは議会でひっくり返す。その条例を無効にすることに、そういうふうに議会で何人かの議員さんが賛同してしまえばそうなります。

それともう一つは、私は法律のほうは詳しくないんですけども、聞いた話ではそういう地方の条例は、内閣のですね、内閣で制定するなんて言いますか、内閣だけでやるやつ。閣議決定ですか。閣議決定で無効にできるという話を、ちょっと聞いたことがあります。本当かどうかよくわかんないんですけども。その辺は、そんなことないですか。ただ、国の法律のほう为上になりますから、どうしたって。だから国のほうで何とかしたいとなれば、それは向こうにできる可能性はあります。

ただ、かなりのもう国からごり押しで持ってくるっていうのは、もう見え見えになりますので、反対運動が凄まじくできる可能性があります。それから、こういう条例を無視しながら、首長が、市長がやるとなれば、そ

れはリコール運動の対象に多分なると思いますんで。その辺はどんな感じになるかちょっとわかりません。はい。以上です。

○委員長（熊坂伸子君） 竹花議員補足ですか、はい。

○紹介議員（竹花邦彦君） 坂本議員からそういう質問が出るとは思っていませんでしたが、ご案内のように条例というのは地方自治体のいわば決め事ですよね。たださっき岩間共同代表の方からおっしゃったように、仮にこの条例を制定をしたとしても当然、条例改正という手段があるわけですから、もしこの条例制定がされる、その後、この条例は廃止しよう、改正をしようという動きは出てくる可能性はあるかもしれませんが、我々とすればこの請願に、趣旨説明したように、宮古市の意思としてこういった核廃棄物は持ち込まないのだと、そういう明確に、条例で意思表示を市民の皆さんと一緒にやっていこうという趣旨でございますので、そこはご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（熊坂伸子君） 坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） はい、わかりました。拒否の意思を示しておくことが重要だと、そういう話だと思います。条例でね、確かに条例よりは法律の方がどうしても上になるんですよ。そうでもない、そんなことはない、ああそう。そうなんですか。はい。ありがとうございます。了解しました。そういうことで条例をつくっても終わりではないと、反対活動はずっと続けていかなければならないと、こういうことだと思います。どうもありがとうございました。

○委員長（熊坂伸子君） はい、よろしいですか。ほかに、はい橋本委員。

○9番（橋本久夫君） はい、条例の問題は今のおり理解いたしました。それでも1回、確認の意味で教えていただきたいんですが。先ほど特性マップの中で、3つが示されたってということで、それ日本地質学会のやつで。これはもう完全に、そういうもう3地域が候補になったということはもう、我々は知らないんですが、もう周知の事実として進められているっていう理解でよろしいでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 岩間さん。

○請願者（岩間茂君） これ発表しているのは、あくまでもフライングですこれ。正式なものは全くないです。要するに地質学界の学者さんの1人が埋めるんならここでしょうね、ということ学会の中で発表したというだけです。だから正式には全くありません。だから、正式な動ききたらもっと大騒ぎなってると思いますけれども。はっきり言ったら学者のフライングじゃないかなと私は思っています。はい。だから正式なものは、まさにこの特性マップという緑で塗っただけのものです。はい。

○委員長（熊坂伸子君） はい、橋本委員。

○9番（橋本久夫君） 先ほど竹花議員が説明したようにその、20キロ圏内が候補地だっていうことで、確かに旧鉱山跡地とかいろんなことを考えると、非常に現実的な話にもなりかねないなと思っておりました。

先ほどの地質の話なんですけれども、要するに岩手県はすごく安定した地質だっていうことなんですけど、それは先ほど黒で示された断層の部分っていうところが、主になんていうんですか、安定的な部分だ。まあ狙われるとすれば、そういうところが候補地に挙げられるんじゃないかっていう仮定の話になるんでしょうか。その辺のちょっと地層の話を教えてください。

○請願者（岩間茂君） 先ほどの説明が下手だったかな、あの黒い線のところが断層なんですよね。だから昔はここは活断層だったわけですよ。どのぐらい前の活断層かっていうと1億年以上前の活断層です。その証拠にこの花崗岩の中には黒い線が入り込んでない。入り込んでないっていうことは、1億年前に固まった、花崗岩

よりも前の断層だということが断定できるわけですね。だからもうほぼ1億年ぐらい前からはもう活発な活動がほとんど起きてない地区だと。こういうふうな説明です。すいません、教師なのに説明が下手ですね。

○委員長（熊坂伸子君） 菅野さん、補足説明でしょうか。

○請願者（菅野和夫君） 先ほど手元にあるって言った資料がこれなんですけれど、1986年の5月に日鉱探開株式会社っていうのが、動燃の仕事をいただいて、地域の選定のために航空写真とかランドサット画像判読か解析やった資料があるんですよ。その中に地元であれば、岩泉町・新里にまたがるサカイノカミが今、岩間共同代表から話があったように花崗岩。それからトウゲノカミっていう山がありますけどそこも花崗岩、それから飛んで五葉山が花崗岩、氷上山が花崗岩、こういった一連の脈をすでに調査してこの資料を多分、今のNUMOも引き続いて持っているんじゃないかと思います。

ですからその当時のマップを作って、ちょっと先ほど図面で見せたような図面がありますけれど、確実にこの点、この点っていう点は持っていると思うんですよ。そういった意味で、狙われやすいついて言ったのはそういうことだったんです。地盤が安定していると言われてます。以上です。

○委員長（熊坂伸子君） 橋本委員。

○9番（橋本久夫君） はい、最後に1点。先ほど先生がお話した、ガラス固化体ですか、そういう形で埋めるっていうことなわけです。その例えば水質に、水に関する影響っていうか、懸念されることっていうのはどういったことが想定されるのでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 岩間さん。

○請願者（岩間茂君） えっとですね、ガラス固化体ってどういうふうにするかという、ガラスは高温で溶かして作りますよね。1,000何百度という形の、ガラスの材料の石英とかそういうものと一緒に、いわゆる死の灰ですね、高レベルの放射性廃棄物を一緒に混ぜ込みます。混ぜ込んで高温で熱したところで、あとはこの形の入れものに流し込んで作ると。したがってガラスと一体になってます。ガラスですから水に溶けないというのが普通常識です。ただ、非常に高レベルの放射能がものすごい飛び交いますので、ガラスという成分がどんどん変化していく可能性は私はあると思っております。その辺の研究がちゃんとなされているかどうかというのは私も疑問に思ってます。

それから最近知ったことなんですけれども、ガラスと言っても正倉院にガラスのいろんな器具が保管されるそうなんですけれども、その中でもやっぱりガラスが変化してですね、少し変色したりなんだりして、かなりボロくなってるものがあるような話を聞いてます。だからこれを埋めてから1万年とか10万年まで大丈夫だよというふうに言ってますけれども、それは非常に、科学的に証明されたものではない。1万年とか10万年の実験というのはできないわけですね。だからあくまでも仮説の段階でやるしかないというふうに考えております。

それで、じゃあ地下に水が流れているのかという話なんですけれども、このあいだの釜石で行ったNUMOの説明会では、地下水はほとんど流れてない、流れていても年間何センチとかってそのくらいの単位なんだから大丈夫なんだという話しましたが、私は理科をやってて圧力の関係も知ってるんですけども、地下の圧力っていうのはものすごく高いんですよ。例えば水深が10メートルぐらいで1気圧ふえますから、100メートルで10気圧ですね。そうすると水よりも岩石の方が密度が高くて、3倍としたときに、100メートルで10気圧と300メートルですと30気圧ですと。そうすると、3倍とすると90気圧ぐらいの地下は圧力になるわけですよ。300メートルに埋めるとね。90メートルぐらいの圧力のところに穴を開けるとどういことが起きるかという、90気圧とゼロですから、圧力差がそれだけ生まれますから、今まで大人しくしてた水はやっぱり流れ出すは

ずなんです、それはどうしたって。トンネル工事やっって1番大変なことっていうのは、流れ出てくる地下水を止める工事が物すごく大変ですよ。

そういうことを考えると、ちゃんとしたそういうことは分かってなくて、もしこれがガラスとして安定しないで、何か流れ出す、それが地下水として出てきたとした場合に、地下水の流れっていうのはかなり複雑ですね。例えば早池峰の麓に降った雪とかそういうものが全部地下水になって、こちらの宮古のほうに流れてきて、宮古の水道はそれを使ってるわけですね。だから、そういう意味では、どこに埋めてもかなりいろんな危険性は必ず出てくるんじゃないかなというふうに思ってます。

○委員長（熊坂伸子君） はい、よろしいですか、橋本委員。ほかに質問のある方、質疑のある方。よろしいですか。ほかになければ、これで質疑を終わります。はい、それでは紹介議員と、請願提出者の皆様は退出をお願いいたします。

はい、それでは次に参考人として、関係部課長に出席をさせていただいておりますので、請願に対する質疑や確認したいことなどがございましたら挙手を願います。

畠山委員。

○4番（畠山茂君） おはようございます。先ほど説明を聞いてある程度中身の方は理解したところですけど、先ほどのお話の中で、全国の自治体でもこの条例を制定している自治体が結構あるということでお話があったんですけど、当局のほうで、その自治体、制定してるところを把握しておられるようであれば、教えていただきたいというふうに思います。

○委員長（熊坂伸子君） 北館環境生活課長。

○環境生活課長（北館克彦君） 具体的になちょっと数全部は把握はし切れていないかと思えますけれども、北海等を中心にですね、何カ所か制定されているところがあるようです。中身につきましては、放射性廃棄物を持ち込ませないということで単体で整備している条例、または環境保全に係る条例の中にですね、放射性物質等持ち込ませないことを規定している場合がございます。また、その二つの中でもですね、完全に持ち込ませないという形で規定している場合と、受け入れがたいという形で規定しているものがございます。以上です。

○委員長（熊坂伸子君） 畠山委員よろしいですか。はい、ほかに質疑はございませんか。

はい、加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） 市町村合併の前に、田老町では非核平和宣言都市のまちを宣言していたんですが、ご存じでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） はい、北館環境生活課長。

○環境生活課長（北館克彦君） はい、存じてございます。宮古市でも非核平和のまちの宣言をしてございます、はい。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） ということであれば、非核平和宣言の、宣言都市の町だけ、何だけ。正確には。その宣言をしたっていうことは、現在もずっと宮古市としては継続しているというふうに理解してよろしいんですか。

○委員長（熊坂伸子君） 北館環境生活課長。

○環境生活課長（北館克彦君） はい、正式名称が非核平和都市宣言でございます。合併もございましたので、平成18年6月21日の告示ということで出ているものでございます。現在も続いているものでございます。

○18番（加藤俊郎君） はい、ありがとうございます。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。はい、なければこれで質疑を終わります。参考人は退出をお願いいたします。

〔参考人退出〕

○委員長（熊坂伸子君） はい、それではこれより請願第5号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） 討論はないようですので、直ちにお諮りをいたします。請願第5号は採択すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） 異議なしと認めます。よって、請願第5号は原案可決すべきものと決定いたしました。次の議案の説明が入室いたします少々お待ちください。

○

## 付託事件審査（2） 宮古市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○委員長（熊坂伸子君） はい、それではおそろいですね。

はい、それでは次に、議案第7号、宮古市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。質疑のある方は挙手を願います。

坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） よろしく申し上げます。

今般出されているこの税率改正が否決されたら、どうするかという、この間の委員会で田中議員の質問がありました。それに対して西村課長は、その場合は県の財政安定化支援事業から、それを利用するというか、支援事業から借りるか、繰り上げ充用にするという発言だったと思うんですけども、それは間違いはないでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） ちょっと説明不足の部分もあったかもしれませんが、前回の委員会説明のとき私はもし赤字になったらどうするのかっていうことでお答えしたつもりだったんですけども、仕組み的には繰上充用金っていうのは、結果的に決算が赤字になったときに、不足分を翌年度の予算から持ってくるっていう仕組みで、当初予算の段階では使うことができない仕組みになります。

それから、県で持っている国保の財政安定化基金の貸付金につきましても、当初見込んだ税収が災害とか急激な景気の悪化によって、見込みどおり入ってこなかった場合に貸し付けを受けることができる手法になりますので、こちらも当初予算では使えない仕組みになります。なので結果的に赤字になったときに使えるっていうことになります。

○委員長（熊坂伸子君） 坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） わかりました。これはちょっと意見になると思うんですが、私は当局が否定的ないわゆる繰り上げ、法定外での法定外繰り上げのことですが、それに否定的な考えをお持ちというのは、気持ちはわかります。この一般会計からの繰り上げ、それから法定外繰り入れを私は検討はすべきではないかなというふうに、以前からね、そう思ってます。

ところがこの法定外繰り入れについては、けしからんという批判する人たちも、いるわけです。理由は、課

長も言っていたとおり、受益者負担の原則なわけですけども、国保加入者の保険料を下げるために国保加入者でない住民の税金を使うのはおかしいんじゃないかというものです。もし税金が他人に使われることを否定するのであれば、例えばですよ、子どものいない人は保育所経費をけしからんと考えるとします。それとね、全く同じだというふうに私は思います。

もう一つは、国保の公共性ですよ。公共性のあるかどうかということなんですが、国保は他の健康保険とは違って、誰もが失業しても病気になっても支えてくれる。そういう保険です。ですからこの保険はですね、私はやっぱりみんなを守っていかなくてはならない保険ではないかなというふうに思います。もしも法定外繰り入れがですよ、なかったらば、保険料の負担がかさんだり、未払い額が増えたり、あるいは国保制度そのものを、根本的なものが維持できなくなるかもしれません。ですから、国は一般会計からの繰り入れを禁止はしていないですよ。そういう意味もあって、ペナルティで押さえていると思うし、憲法の問題もありますからね、禁止にはしていないというふうに思うんです。ですからぜひこの法定外繰り入れをぜひ検討していただきたいなというふうに思います。これは私の意見です。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） 坂本委員がおっしゃったとおり、健康保険と国保でその保険料負担の格差があるっていうのは、私どもも認識しております、これにつきましては、制度の構造的な問題。国保は低所得者が多いとか高齢者が多くて、1人当たり医療費が高くなるっていう、どうしても構造的な課題ですので、やっぱり根本のところは国の制度として考えていくのが本来のあり方だと思っております、これについては、あらゆる機会を捉えて国のほうにも要望を出しておりますし、全国知事会とか市長会とかそういうところでも要望をこれまでもってきております。

法定外の一般会計からの繰り入れにつきましては、国のほうでもやめるようにと呼びかけているのは、赤字補填目的の法定外繰り入れということになりますので、例えば今宮古市は震災の一部負担金免除の市の負担分とか、子どもの均等割減免とか、こういうふうに特別な事情があって、国でもある程度認めている部分については、法定外の繰り入れを行っております。

これについては県内でも宮古市だけがやっている取り組みで、可能な限り支えられる部分は支えているつもりでございます。ただ、どうしても単純な赤字補填ということになると、国保の制度自体によって生じた赤字を、国保以外の方に負担を求めることになりますので、ここはやはり避けるべきだというのが今の考え方になります。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。ほかに質疑のある方は挙手を願います。

長門委員。

○14番（長門孝則君） 今の一般会計からの繰り入れについては、私はあれなんですよ、やっぱり基本的には法定外の一般会計からの繰り入れ、これはやっぱりどうなのかなと。例えば災害だったとか、何か特別な事情があれば、一般会計からの繰り入れも認めていいんでないかなと。ただ赤字補填のために、繰り入れするっていうことは、被保険者以外の市民の理解を果たして得られるのかなとそういう疑問もありますんで、これやっぱり市長の政策判断になりますけども、慎重を期すべきだと。そういうふうには思っております。まず、これは意見ですけども。

それからお願いなんですけども。先日の国保の資料を見ますと、保険給付費、医療費ですけども、医療費の動向っていうのが掲載がなかったもんですから、その資料を欲しいなと。というのは、やはり国保は国保税



という名称は使ってるけれども、実質は保険料なんですよ。保険料っていうのはやはり医療費が伸びれば、赤字になれば、保険料を上げると。それから医療費が少なくなれば、保険料を下げると。そういうふうに保険料っていうのは、弾力的に考えていい性質のものだと私は思ってるんですよ。一般の税金とはまた違っていると。そういう意味で、医療費の動向っていうのを把握する必要がある、1番大事でないかなと。その医療費の動向によって保険料どうするか、そういうことになりますんで、このあいだの資料では収支、合計額だけの収支なんですよ。だから内訳、特に今言った保険料の動きっていうのを、私たちは把握する必要がある。それによって保険料どうするか。そういうことになってきますんで、もう少し詳しい収集、財政見通しっていいですか、その辺は資料が欲しいなと思いますんで、何とかその資料を出してほしいと思っておりますが、どうですかね。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） 前回説明した資料の中では合計額だけしか出してませんでしたが、実際計算するときは、保険給付費がどういう動きになるかっていうのは資料はございますので、出すことは可能です。

ただ、一応傾向とすれば、資料には率だけ書いてたんですけども、1人当たりの保険給付費が年3%ぐらいずつ増加していくような見込みを今立てて、それなので保険料も引き上げが必要だというような形にはなりません。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番（長門孝則君） ちょっと気になったのはですね、平成元年度の予算。これ見るとあれなんですよ、総体では減ってる。ところが保険給付費は増えてんですよ、前年比で。だからちょっと保険給付費が増えるのに総体が減ってるなど、そういう疑問もありますんでね。ぜひそういう保険給付費の動向といいますかその辺の資料をね、お願いしたいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） はい、戸由市民生活部長。

○市民生活部長（戸由忍君） 前回の資料の中では確かに、収支の部分から見ていったきらいというのが、確かにご指摘のとおりかと思えます。まず、医療費があって、そこの中で保険税をどういうふうにするかっていうのはもう、国保財政のもう肝の部分でございます。そういう意味では、説明する機会いただけるのであれば、そこは説明したいなというふうに思えます。

○委員長（熊坂伸子君） 資料はすぐには用意できない、出せるものもありますか。

はい、西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） もし出すのであれば、今手持ちの資料をコピーして出すことはできます。

○委員長（熊坂伸子君） 今、資料出せますか。では、その間に別に質疑があれば続けていい、その間に資料を準備できるのであればしてください。

資料を今、準備するということですので、そのほか質疑があれば。はい長門委員。

○14番（長門孝則君） それからですね、これ例えばの話なんですけども。吟味っていうかそういう意味で、現行の税率で新年度の予算を組んで、例えば6月なら6月に補正をするということはどうなのかなと。そういうふうにも思ってるんですよ。というのは6月に所得が確定すると、それから令和元年度の決算も出てくると。そうすれば、より正確な資料をもとに税率改正ができるんでないかな、そういう思いもあります。今までの例だと結構、6月で税率改正している例もあります。そういう方法はどうかかなと、そういうふうにも思っておりますんで、現行の税率で新年度の予算を組むと、そういうことはどうなんですかね。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） 例えばもし今、基金がある程度2億とか3億とかある状態であれば、今の税率で当初予算を組んで、基金繰入金で赤字の分を補填して、6月まで決算とかの状況を踏まえて改正するっていう手法もとれるんですけども、今の状態は基金を残ってる分全部入れても、2,000万円ほどの赤字が出るっていう状況ですので、この2,000万をどっかで確保しなきゃならないということで、先ほど説明したその繰上充用とか、県の基金からの貸し付けというのは当初で組めないで、残る手法が一般会計からの赤字補填目的の繰り入れをするしか、予算を組む方法がないので、当局側とすれば今回税率改正上げないと予算が組めない状況だっというふうに考えております。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番（長門孝則君） 私は端的に、保険給付費、医療費を2,000万ほど減にして予算を組めばいいんでないかなと、そういう考えもあるんですよ。というのは今までも医療費ちょっと多めに見込んでいるというような事情があります。例えば平成30年度の決算では2億3,000万円程不要額が出ている。29年度も1億何ぼで、そういうふうに多めに医療費を見込んでいるんで、当初予算で医療費の方をちょっとその分少な目に計上して、予算を組めるんでないかなと、そういう気もしてるんですがその辺はどうですかね。

○委員長（熊坂伸子君） はい、西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） はい、まず当初予算の分が年度末に結局不用額が出るから多めに見込んでるんじゃないかっていう部分につきましては、当初予算組む時って8月とか9月までの医療費の実績を踏まえて推計しますので、ちょうど推計する時期が前年度に比べて高い状態だとちょっと高めに当初予算で組んで、結果的にそのあと見込み下がれば不用額が出るっていう形になります。

それから、もしお手元があれば前回委員会で説明したときの資料の12ページのところでですね、国保の広域化後の予算の仕組みが載ってるんですけども、広域化より前であれば、長門委員がおっしゃったとおり、保険給付費をちょっと頑張って減らしますっていうことで見込みを減らすっていう手法もとれたんですけども、今の仕組みっていうのが市町村って書いてあるところを見ていただきたいんですが、保険給付費の分は、今は県の普通交付金という形で全額入ってくるっていう仕組みに変わっております。ですので、保険給付費を高く見込むと普通交付金も高く入ってくる、保険給付費を低く見込むと普通交付金も低く入ってくるっていう仕組みに変わりましたので、ここで予算の収支が変わることがないっていう広域化がこういう仕組みになってますので、保険給付費を減らしたからといって収支が穴埋めできるっていうことにはならないっていうのが今の仕組みになります。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番（長門孝則君） 国保の広域化で変わってきていると。そういうことで保険給付費を減らせばその分、県からの交付金が減ると。そういうことなようなんです、そうすれば現行の税率で新年度の予算を組むということとはできないと。一般会計からの繰り入れだけだとそういう結論ですかね。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） 委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番（長門孝則君） 新年度の予算を組めないということになれば、上げる方法しかないという結論になりますかね。確認の意味でお聞きします。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） はい、委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（熊坂伸子君） ほかに質疑はございませんか。畠山委員。

○4番（畠山茂君） それではよろしくお願ひします。

先日、常任委員会で説明を受けたんですけど、そこで改めて見てちょっと疑問に思ったところなので、前の資料でもよろしいですか。お願ひします。6ページのところなんですけれども。収支見通しですね、値上げした場合、今回、提案では1人当たり約7%の値上げになりますよという前回、説明を受けました。もし7%上げた場合の見通しがここに出ているんですけど、ふと疑問に思ったのは、まず令和2年から3年間は黒字なんですけど、また令和5年になると結構な1,000万近いまだ赤字が出て、見通しとして出てくるということで、分かれば理由だったり、あるいはその後の見通し、これ見るとまた3年後に引き上げなきゃいけないというのは見てとれるんですけど、その見通しも含めてご説明いただければと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） 6ページの表の下のほうにちょっと、推計の主な条件っていうのを書いているんですけども、だんだん収支がまた悪くなっていくっていう要因は、1人当たりの保険給付費が上がることによって、県に納める1人当たり国保事業費納付金が2.28%ぐらいつ上がっていく。そこが原因で少しずつ収支が悪くなっていくということになります。それ以外の部分は基本的には、令和2年度の試算の金額のまま推移していくっていうことでやっていますので、変動要因は医療費の1人当たり保険給付費の上昇に伴う、国保事業費納付金の上昇が要因になります。

○委員長（熊坂伸子君） 畠山委員。

○4番（畠山茂君） はい。そうすると、さっきちょっと言った令和5年だけ突出して収支赤字が出てくるんです。

これは世の中で言えば団塊の世代がぐっと増えるとか減るとか、そういった商品も含めて、ちょっとそこまで私もいろんな人口とか推移とか見てないのでわからないんですけど、今の説明だと必ずこれから右肩上がりです。1人当たりの医療費は上がっていくので、将来的に収支が赤字に転じて、将来的に値上げも予想されるというのは理解はしたんですけど、この令和5年部分がちょっと私は腑に落ちないところがあって、そこはそういう私的には、その団塊世代の人口推移というところなんですか。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） まず一つは令和2年度の推計から令和3年度以降の推計の部分の違っているのが、国保の広域化をするときに、国のほうで保険料の激変緩和の措置っていうのがあって、それで令和2年度は今の見込みだと2,600万円ほどの交付金が宮古市に入ってくるっていうのが見込めてますので、そこを見込んでおります。ただ令和3年度以降は、それはもう見込めないということで推計を立ててますので、令和3・4・5っていうところが年間大体、1,000数百万円ずつ悪化してくっていくことで少しずつ、5年度が急激に見えますけど、3・4・5って見ていくと、大体1,000数百万円ずつ収支が悪化していくっていうような推計になります。

○4番（畠山茂君） 理解いたしました。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。橋本委員。

○9番（橋本久夫君） 先ほど長門委員の質問において、予算はもう、現行の税率では予算を組めないということで税率アップっていうお話になって、まず約7%上がる。それが負担になってくるんですけど、いつもその国保

のほう、私は納期の問題ですね、何で7回で分けなきゃいけないのか8回で分けなきゃいけないのかっていうのがちょっとね。今回またこう負担が少しく上がった中で、要するにかけなきゃの固定費になるわけですが、最初の数カ月はゼロできて、いきなりこう上がっていくじゃないですか。上がったとした仮定の中でいくと、もう少しその負担のイメージ、金額は同じだけでも、やはり少なくするため回数を増やすということではできないのかなっていうことで、ちょっとどうなんでしょう、仕組み上は。

○委員長（熊坂伸子君） 松館税務課長。

○税務課長（松館恵美子君） はい、今、納期が7月から翌年の2月までの8期ということになっております。かつてはこれが1月とかだったと思うんですが、2月まで延ばして。その後ですね、やっぱり納めるのを忘れていたりとか、そういった方がいるので、収納のほうで滞納している方へのいろいろな積極的な対応っていうのをしなければなりません。それが3月になります。これが4月とかになれば、そういったような時期が確保できなくなってしまうので、2月が最終のところはぎりぎりの線かなと思います。

あと、4月から6月のところは、どうしても税が確定するのが、所得確定するのが6月なので、税が確定するのが7月になります。そうすると4月から6月については、見込みの課税ということになりますが、もし課税するとなれば、4月に7月課税と同様の作業をすることになります。そうすると納付書であるとか、委託料であるとか、そういったような経費が新たに発生するということになりますので、それも負担になってくると思われま。そのようなことから、7月から2月という8期でいくのがベストだと考えております。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。はい、ほかに質疑はございませんか。

長門委員。

○14番（長門孝則君） 要望ですけれどもね、3年後にまた赤字になると、そういう予定になってるんで、早目に議会のほうにも説明するようにしてほしいなど。やっぱり議会でも、慎重審議、やっぱり市民にね、負担を求めることになりまして、これはやはりより慎重に審査していく必要がありますんで、3年後には早目に議会のほうに事業説明してほしいなと思いますんで、よろしくをお願いします。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） はい。私どもも今回の件で、やっぱり制度改正があったんでこちらも見きわめるっていうのはあったんですけども、税率改正のときだけ議会に説明するのではなくて、やっぱり1年に1回は去年の状況はこうでしたっていうのは、説明していく必要があるのかなっていうのを感じてますので、今後はそのようにしていきたいというふうに思います。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番（長門孝則君） ぜひそういうふうをお願いします。特にですね、国保が今度は県が保険者になって制度が変わりましたんで、私自身もちょっとこの広域化についての内容をよく分かってないんで、ほかの議員さんはどうですかわかりませんが、その辺もありますんで、よろしくをお願いします。

○委員長（熊坂伸子君） ほかに質疑ございませんか。

加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） ありがとうございます。令和5年推計。先ほどからの資料の6ページ、収支見通しの令和5年の推計で財政調整基金の年度末見込み、残高見込みのところは1億1,700万強ぐらいになるんだろうなっていう見込みを立てています。

それで、財政調整基金の持ち高っていうのかな、理想的にはどれくらいっていうふうに考えてますか。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） はい、広域化前からどれくらいが適正かっていうので、よく言われているのが、年間保険給付費の5%程度ということで、宮古市だと3億円くらいになるんですが。やはりそれくらい持っていれば、急激な例えば納付金の変動のときにも、即税率改正に結びつかない様子を見ながら、税率改正を検討していくということができのかなというふうに考えてます。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） 令和5年ってね、これくらいの見込みでいく、1億超えるくらいあるっていうことであれば、その頃の社会情勢・経済情勢等々によってこれ、増減があると思うんだけど、令和5年ショートしそうで、基金から出さなきゃ国保会計組めないってようなことであっても、基金があれば、すぐ令和5年、税率改正っていうことでもないのかなと。というのは社会経済情勢っていうことを特に勘案しながら、この税率改正は考えるべきなんだろうなっていうふうに私は思ってます。それで先ほど長門委員も指摘したんですが、もう早目早目に説明が必要なかなっていう気が私もしております。

それにつけ加えてですね、9月議会で国保会計の決算審査を常任委員会でやったんですが、そのときも誰かが指摘して、これじゃあもう税率改正やんきやないよ、50何万円繰り入れてやっとならなるといって、決算になったという状況を見れば、もう税率改正しなきゃいけないよってことこの発言もあつたり、当局でもその説明をいただきました。っていうことであれば、税率改正への流れっていうのは、私は9月議会の決算審査のときに私ども教育民生常任委員会ではある程度上げなければもう組めない。あるいはまた先ほど坂本委員が指摘したように、一般会計から広域的見地から見れば一般会計からの繰り入れも必要なんではないかっていうふう、そういう意見もありましたが。いずれも足りないっていう新年度予算ではもう歳入が足りないっていうのは、もうわかってたっていうこともあって、今回のこの税率改正については、説明がね、今までの不足していたってことは私はないと思ってるんです。私どもの教育民生常任委員会の勉強不足の点が多々あったのかなっていうふうに、私も反省しているんですが。いずれにしてもこの令和5年に向けて、しっかり教育民生常任委員会のほうにも、担当課あるいは税務のほうでも説明をしていただきたいなというふうに思っておりますのでよろしくお願ひします。

○委員長（熊坂伸子君） はい、西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） ありがとうございます。私どもも決算審査のときに、確かにご説明させていただいてるんですけども、ちょっとその決算審査の資料の中では見えない部分もあるのかなとも思ってますので、その辺も含めてそれよりさらに詳しい説明もできるような機会を、やっぱり毎年持っていたほうがいいのかというふうには感じております。

○委員長（熊坂伸子君） ほかにはい、長門委員。譲り合ってますが。

畠山委員。

○4番（畠山茂君） はい。それではですね、先ほど来お話を聞いて、値上げをしないと予算を組めないという説明もありました。仮にですね、これが通って値上げとなった場合に、前の説明で12ページのところで、明快なこの収支の説明を受けました。

やっぱ保険料を抑えていくには、健康増進であつたり、データヘルス計画とか、そういった部分を進めていけないといけないという部分で言いますと、引き上げを多分、広報で載せるんでしょうが、私の思いとすればぜひA4 1枚もので、今までの医療費の1人当たりの推移の表だつたり、あるいは今ジェネリックの普及率が

79%という説明もあったような気がしますけど、それを現状だったり、もう少しジェネリックふやせば収支がこうだよとか、あるいはその受診率だとか、さまざまなこの市民の皆さんをちょっと啓発するような表も必要かなというふうに聞いていて思いましたので、ぜひただ広報に何%上がりますっていうのはやっぱり、この、私の思いですとA4でぜひ市民の皆さんに、今の国保税、今の医療費の状況をね分かって、みずからが市民の皆さんが自分のこととして考えていただけるようなね、啓発をしていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） はい、畠山議員おっしゃるとおりだと思いますので、ただ単に上げるよっていうお知らせだけでなく、国保の現状とか、こういうふうにすれば保険料抑制につながりますよっていうところは、市民の皆様にも丁寧に説明できるように考えていきたいと思えます。

○委員長（熊坂伸子君） ほかに質疑よろしいですか。はい、ほかに。  
長門委員。

○14番（長門孝則君） ちょっと参考までに。さっき加藤委員からも話がありました財政調整基金、今度の広域化によって、必ずしも市町村で財政調整基金を積み立てる必要もないんでないかなと。というのは県のほうで財政安定化なんか基金っていうのがあるようですので、それで県のほうで補填をするというふうにちょっと、なんかで私見たような気がしますけども、その辺はどうなんですかね。

○委員長（熊坂伸子君） 西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） はい、おっしゃる通りの部分もあって、広域化前であれば、保険給付費の例えば急激な上昇っていうのが、ストレートに市町村の収支に響く仕組みだったんですけども、今は保険給付費が急激に上がっても、年度末のほうで普通交付金の変更申請をして、払った分入ってくるっていうふうになったので、その意味では宮古市独自で多額の基金を持つ必要がなくなってはいるんですけども、ただ宮古市が支払う保険事業費納付金というのが、宮古市だけの要素でなくて、県内全体の保険給付費の中で考えるので、やっぱりこう変動要素が残ります。

なのでその変動のたんびに税率を上げたり下げたり1年ごとにやるのを防ぐためには、ある程度基金は必要だと。今回の税率改正も先ほど理想は3億円ぐらいあればっていうお話はしましたけども、今回の税率改正もその3億円貯めるぐらいのレベルに上げているわけではなくて、赤字にならないレベルで税率を上げて、少し収支黒字の分が何千万かずつたまってく、でも令和5年度にはまた取り崩すみたいな形で、必要以上に税率を設定しているわけではございませんが、ある程度はやっぱり基金は必要かなというふうに思っております。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。  
なければ1点だけ、私確認したいので副委員長。

○副委員長（坂本悦夫君） 熊坂委員。

○7番（熊坂伸子君） 1点だけ確認させてください。前回の委員会で、11月29日の資料ですけれども、応能割と応益割のところの説明をしていただきまして、50対50が国県の指針で示されているということで、それに近づけるというお話があったんですが、これ50対50に近づけないからといってペナルティーは特にない聞いたんですけど、それでよかったですでしょうか。

○副委員長（坂本悦夫君） 西村課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） はい、特にペナルティーはないです。ただ将来的に今、国保の税の水準を県内

で統一しましょうという方向で進んでいきますので、いずれその統一するってなれば50対50の設定が来ることになります。そのときに、あんまりこれが例えば40対60とかに設定していると急激に変えなきゃなくなるというところで、将来の保険料の統一を意識して、ある程度ちょっと応益割を低くしておりますけれども、やっぱり少しずつ近づけていって、激変が起きないようにしていく必要があるのかなというふうに思ってます。

○副委員長（坂本悦夫君） 熊坂委員。

○7番（熊坂伸子君） 今、将来のという話は、大体どれぐらい先の話ですか。

○副委員長（坂本悦夫君） 西村課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） まず、今県の国保運営方針というのは3年ごとに作るようになってまして、今ある運営方針は来年度までになります。令和2年度からまた3年間分をどうしようかっていうのを今話し合ってるんですけども、その中では一気にその3年間の間に統一っていう話ではなくて、次の3年間でどういう方法がいいのかを話し合いたいという段階ですので、まだその何年先っていうところまでは決まってないです。

○副委員長（坂本悦夫君） 熊坂委員。

○7番（熊坂伸子君） はい、今までの説明をお聞きして、あげないと来年度の予算が組めないというような話もあって、やむを得ないなという思いはするんですが、どなたにとってもね、保険料が上がるのは負担には違いないんですけども、特にこの低所得者の方に厳しくなる方向で変わるの、大変だなという思いがありまして、今度の改正で52対48ということですよ。いずれは50対50に近づけるといふようなことも今おっしゃったんですが、ぎりぎりまで頑張っていたきたいなという気はしております。その将来というのが何年後かわからないんですけども、いずれ、その辺努力していただきたいのと、それから先ほど来、委員の皆様からも出ていますが、市民の方々にもいきなり上がるというのではなくて、事前にいろいろ医療費の抑制が大事ですよとか、いろんなこう情報を流しつつ、やむを得ない、万策尽きて上がるというような市民の方への周知というの、より一層努めていただければなというふうに思いました。意見でございます。はい、私からは以上です。

○委員長（熊坂伸子君） ほかに質疑がなければ、これで質疑を終わります。これより議案第7号に対する討論を行います。討論ございますか。はい。ありますか、反対討論。

○13番（坂本悦夫君） 反対というか、まあね。私は今回のこの税率改正はですね、継続審議にすべきだと思います。

それは、先ほどからも指摘があったように、市民への説明が不十分だと思います。それに市民の関心の高いこういう重要法案なのに唐突過ぎないかなというふうに思います。普通はですね、値上げする場合は、値上げの手だてをすべきです。医療費削減の努力をするとか、今回医療費の伸びをどう抑えるかは示されていない。こういうところも片手落ちではないかというふうに思います。ジェネリックにしても、現在使用されているのが79%だったならば、85%に努力しましょうとか。あるいは特定健診の受診率を上げよう、そういう努力をするとか、何かこの目標を立てて努力すべきだというふうに思います。値上げをお願いするのは、そのあとですよ。それからだと思います。値上げをお願いするのは、普段は安い保険料ならば、こういうことがあってもね、市民の人たちは議会するかもしれませんが。ふだん高いと思っている国保です。普段世間話をするときに一番多い話題は、国保税が高い、もう少し安くね、なんないかなって話です。最近は免許証の返納の話も多いですけども、この保険料の高いという話が多いわけですね。ですから逆に引き下げることこそ求めら

れている現状があるわけです。ですからもうちょっと丁寧に対応すべきだと思います。私はよって継続審議にすべきであろうというふうに思います。以上。

○委員長（熊坂伸子君） ちょっと休憩します。

〔休憩〕

○委員長（熊坂伸子君） 休憩前に戻ります。先ほど反対討論ございました。ほかに討論ございますか。

はい、白石委員。

○1番（白石雅一君） はい、賛成の立場でお話しさせていただきたいと思います。

今回、税率をあげないとまず予算が立てられないという部分も、確かにそうだと思います。ただその中で、今後、勉強していかなきゃいけない部分、それこそ今回税率を上げててもまた、2年後3年後には、また上げるタイミングが来るであろう。あとそしてさらに、資産割がなくなって全部所得割になる、また今48対52のはい、応能割りのところも、50対50に県に統一して上げていかなければいけないという今後の見通しも含めてですね、今回の税率改正を契機に、まず勉強はしっかり続けていかなきゃいけないなと思います。そして、それぞれの市民の皆さんに対してのジェネリックの部分で協力していただくとか。それぞれの健康増進について、考えていただくとか。そういった機会を設けることをしっかりと提示した上で、やっていくべきではないかなという私の思いもありますが、まず今回の税率改正につきましては、やらなければいけない部分じゃないかなと思っておりますので、賛成という立場でお話をさせていただきます。はい。以上です。

○委員長（熊坂伸子君） ほかに討論ございますか。はい、長門委員。

○14番（長門孝則君） 結論はやむを得ないのかなと、そういうふうに思います。本当は現行の税率で予算が組めるということであれば、継続をして最終的には6月でも補正するということができるんですけど…

○委員長（熊坂伸子君） 確認しますが、今のは賛成討論ですか。

○14番（長門孝則君） やむを得ないと。

○委員長（熊坂伸子君） 消極的賛成。

○14番（長門孝則君） 新年度予算を組めないということであればね、これは何ともなんならないんで、やむを得ない。賛成せざるをえないと。

○委員長（熊坂伸子君） はい、ほかに討論はございませんか。それでは賛成・反対両方意見出ましたので、挙手で採決を行います。この採決は挙手で行います。お諮りいたします。原案可決すべきものと決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成5 反対1〕

○委員長（熊坂伸子君） 賛成多数でございます。よって、本案は原案可決すべきものと決定いたしました。説明員の入れかえがございます。

○

### 付託事件審査（3） 宮古市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

○委員長（熊坂伸子君） はい、それでは次に議案第8号、宮古市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。

はいどうぞ、坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） これあれですよ。いろいろと宮古市は弔慰金については厳しいという批判を浴びたやつですがね。違う。関係ない、もとい、よろしいです、間違え。



○委員長（熊坂伸子君） もといですか。なし質疑なしですか。はい、ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい、なければ、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい、討論はないようですので、直ちにお諮りいたします。議案第8号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい、異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案可決すべきものと決定いたしました。

○

#### 付託事件審査（４） 宮古市学童の家条例の一部を改正する条例

○委員長（熊坂伸子君） 次に、議案第9号宮古市学童の家条例の一部を改正する条例を議題といたします。質疑のある方は挙手を願います。坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） この場合、児童が帰る場合には、これは迎えに行くんですね。父母が迎えに行くということになるわけですね。そうしますと、これ磯鶏の学童の家ということになるんですけども。何時から何時までなのでしょう。磯鶏の学童の家は。

○委員長（熊坂伸子君） はい、伊藤こども課長。

○こども課長（伊藤貢君） 学童の家ですので、授業終了後ということになってございます。6時までです。

○委員長（熊坂伸子君） 坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） 今、6時までっていうことなんですけども、民間の方だと7時まで延長したりして、してない。あと、待機児童は…

〔「それは保育所だ」などと叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） 伊藤こども課長。

○こども課長（伊藤貢君） 学童の家の待機児童はございません。それから、大変申しわけございません。開館時間は授業終了後から、午後6時半までとなっております。

○委員長（熊坂伸子君） はい、ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい、なければこれで質疑を終わります。ただいまより議案第9号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） 討論もないようですので直ちにお諮りします。議案第9号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案可決すべきものと決定いたしました。説明員の入れかえを行います。

○

#### 付託事件審査（５） 宮古市立学校条例の一部を改正する条例

○委員長（熊坂伸子君） 次に、議案第13号、宮古市立学校条例の一部を改正する条例を議題といたします。質疑のある方は挙手を願います。

畠山委員。

○4番（畠山茂君） はい。それでは我が母校なので、ちょっとなくなるのは寂しいんですが、若干お聞きしたいと思います。

まずこの廃校に当たって、何点か懸念される点が聞くとあったんですけど、まず一つは通学方法とかいうのは、もうある程度スクールバスとかいろいろ、今までの経過の中であったんですけども、そこら辺は整理はもう済んだのかちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 若江教育委員会総務課長。

○教委総務課長（若江清隆君） はい、通学の方法でございますけれども、小山田地区はトンネルがございますんで、スクールバス型の路線バスを活用するという事で予定しております。そして藤原地区におきましては徒歩通学ということで、実際今までも通学、歩いたりバスを利用したりという練習も行っているところでございます。

○委員長（熊坂伸子君） 畠山委員。

○4番（畠山茂君） はい、わかりました。ありがとうございます。

二つ目に今、磯鷄小学校との統合に当たって、総合交流も進めているということで、この間も説明を受けたんですけど、そこも順調に住んでいるのかちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） はい、若江教育委員会総務課長。

○教委総務課長（若江清隆君） はい、磯鷄小学校と藤原小学校の交流学习のほうなんですけれども、先ほどのような通学の練習も含め、あるいは普通授業、あるいは給食、昼休み一緒に遊ぶというようなことで順調に行っておりまして、これまで5回ほど行っているところでございます。

○委員長（熊坂伸子君） 畠山委員。

○4番（畠山茂君） 取り組んでいただいてありがとうございます。

三つ目がですね、ここの地区で結構あの地区から集会場とか一応要望がいろいろあるんですが、この廃校後の利活用ですね、地区の皆さんと説明、意見交換が始まっているのか、まだこれからのところなのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 若江教育委員会総務課長。

○教委総務課長（若江清隆君） はい、統合後の藤原小学校の校舎等の利活用の関係でございますけれども、この部分につきましては現在市内、市の内部のほうで、まず公共利用、どのような希望を各課で持ってるかというのを現在、各課に問い合わせをしている段階でございます。地域の方との懇談と申しますか、そちらのほうはまだでございます。

○委員長（熊坂伸子君） 畠山委員。

○4番（畠山茂君） はい、ぜひですね、地域の皆さんもいろいろ考えはあるようですので、機会があったらばですね、意見交換よろしくお願いたします。

あと1点、これは要望と意見があったんですけど、3月15日に藤小の閉校式の記念式典は決まって、今準備を準備会がやってるんですけど、その中で、卒業生が結構な人数おられるということで、周知方法をいろいろ今、準備委員会の皆さんは苦慮しているようでございまして、その中でぜひ広報のほうにも片隅にそういう、

3月何日、何時、何の場所でというようなことができないのかというご意見があつてですね、市に問い合わせたところ、できるできないというお話を受けたようなお話を聞きまして、実際にこういったことは協力してもらえものかちょっとお聞きしたいなと思ったんですが。

○委員長（熊坂伸子君） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤重行君） はい、実行委員会のほうからどういうことをお願いしたいのかというようなところを聞き取って、協力できるところは協力していきたいというスタンスでございます。

○委員長（熊坂伸子君） はい、畠山委員。

○4番（畠山茂君） よろしくお願ひします。あと最後になりますけど、今回適正再配置で、藤小と田老第三小学校も統合になるんですが、残り3校の部分で言うと、今どういった状況で、今後どういふふうな取り組みをしていくのか。その点を最後にお聞きしたいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 若江教育委員会総務課長。

○教委総務課長（若江清隆君） はい、残りの部分につきましてもですね、地域の方と、地域と申しますか保護者等と懇談会を開催して、こちらで一方向的に強引に進めるということではなくてですね、合意を持ちながら進めていくということで、行っているところでございます。

○委員長（熊坂伸子君） 畠山委員。

○4番（畠山茂君） はい、なかなか難しいというふうに今、受けとめました。はい。以上です。

○委員長（熊坂伸子君） はい、ほかに質疑はございませんか。はい、加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） 畠山委員が先ほど質問したところなんですが、統合後の藤原小学校の校舎の利活用について。それで、廃校にはこの条例でもって、藤原小はなくなるわけですが、建物、財産についてはどこでどういふふうな扱いになるんですか。

○委員長（熊坂伸子君） 若江教育委員会総務課長。

○教委総務課長（若江清隆君） はい、現在、教育財産という目的でございますので、この行政目的のほうを廃止後はですね、用途廃止をします。これは教育委員会のほうで廃止手続をとるということになります。廃止した後は普通財産ということで、今度は普通財産を所管する方に移していくということになりますが、その過程で先ほどのような今後の利活用の部分も取り組んでいくということになります。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） 今後その過程で利活用に取り組んでいくところがみそなんですが、普通財産になるそのときに、教育委員会サイドでもって、地区要望等々を聞くようなことをするのか、そうではない別の課のほうで、そういったような地域要望等話し合いを持つのかという、その点についてもうちょっと詰めておかないと、地域の方はじゃあどこに行つて話したらいいんだっていうことになるだろうと思うんですが、その点についてもうちょっと詳しくお願ひします。

○委員長（熊坂伸子君） 若江教育委員会総務課長。

○教委総務課長（若江清隆君） はい、まず最初、先ほど申しましたように現在、庁内の公共利用がないかどうか聞いているわけなんですが、次の段階で教育委員会でもし必要であればほかの課も一緒にということにはなるんですが、教育委員会のほうで地域の方の要望は聞いていくということになります。

そしてもしも地域の要望を聞いても、あるいは庁内の公共利用もないといった場合は、今、ホームページのほうで募集しておりますけれども、市外も含めて利用がないかどうか、聞いていくということになります。地

域要望は教育委員会のほうを中心に聞いてまいります。

○委員長（熊坂伸子君） はい、ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい、なければ、議案第13号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） ないようですので直ちにお諮りします。議案第13号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい、異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案可決すべきものと決定いたしました。

○

### 付託事件審査（6） 宮古市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例

○委員長（熊坂伸子君） 次に、議案第14号、宮古市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例を議題といたします。質疑のある方は挙手を願います。

畠山委員。

○4番（畠山茂君） はい、よろしく申し上げます。

まず、以前もこの川井給食センターの関係は説明を受けていましたので、その中で改めてもう1回お聞きするんですけど、川井の給食センターが閉鎖になって雇用であったり、あるいはその地域経済、どっから仕入れしてるかちょっと私も分からないんですけど、そういった地域的な経済への影響っていうのはどのように考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 若江教育委員会総務課長。

○教委総務課長（若江清隆君） はい、今回の統合に当たりましては、統合と申しますか機能移管に向けましては、ただいまお話のございました雇用されてる方につきましても、お1人お1人ご意向と申しますか、そういうのもお伺いし、また給食センターに品物を納めている業者さん、地元業者の皆さんのお声も聞きまして、その辺を丁寧に対応していくということで、例えば、雇用されている方が引き続き働きたいというのであれば、その辺の対応ができるようにというようなことで、現在組み立てを考えているところでございます。

○委員長（熊坂伸子君） 畠山委員。

○4番（畠山茂君） 是非ですね、地域経済に影響ないようなですね、配慮をお願いをしたいと思います。

二つ目に、次は受ける方の新里給食センターについてなんですけども、川井小中の部分を受けるということで、若干数は増えるというふうに思います。そういったことを受けて、今はその子どもたちがアレルギー対応とか、いろいろ難しい部分もあると思うんですけど、それから聞くとここには食育指導の栄養教員さんもおられるということで、含めてこの要員っていうのは増える予定なんですか、それとも現状でいく予定なのか、そこら辺も計画もできているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 若江教育委員会総務課長。

○教委総務課長（若江清隆君） はい、ただいまのアレルギー対応、これは非常に大事なことだなというふうに考えております。ですのでこのアレルギー対応が、今回の機能移管によって対応の水準が落ちることのないようにしていかなければ、これは子どもたち大変だというふうに認識しております。ですのでそのところは十

分最優先で対応していくように考えているところでございます。

そしてまた、ただいま栄養指導の栄養教諭さんのお話がありました。ここは県費職員の方でございますので、どういう配置になるか、ちょっと私のほうではここで申し上げることはできないわけでございますが、いずれ、先ほどのアレルギー対応等の部分は、万全を尽くしていきたいというふうに考えております。

○委員長（熊坂伸子君） 畠山委員。

○4番（畠山茂君） わかりました。あと受けるということで若干増えるわけですが、新里の給食センター、今日は所長さんも来ておりますけど、私が言ってる、前に言った公会計化、給食費の集金ですかね、職員の状況も含めて結構忙しいというふうに、多忙だというふうに聞いてるんですけど。あわせてちょっと聞きたいんですが公会計化というのは今、教育委員会ではどこまで進めてますか。

〔「それは別だ」などと叫ぶ声あり〕

○4番（畠山茂君） 何かそういう話もあったので、機会を設けてまたやりたいと思います。

最後のところでふと思ったのが今度、ちょっとまず先でこっちであります。給食、新里から川井のほうに行くんですけど車のほうは、まあ配車ですよ。これは人員も含めて、増えるとか新里から持ってくる、川井から持ってくるとか、そういったところをちょっとふと疑問に思ったので、教えていただければと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 若江教育委員会総務課長。

○教委総務課長（若江清隆君） はい、ただいまの車両の関係でございますけれども、給食の配送車につきましては、今川井で使ってる車をそのままに新里に持ってきて活用するという考えでございます。

○委員長（熊坂伸子君） 畠山委員。

○4番（畠山茂君） はい、せっかくなので先ほどの公会計化。もし検討していれば、今の状況を教えていただければと思います。

○委員長（熊坂伸子君） はい。若江教育委員会総務課長。

○教委総務課長（若江清隆君） はい、給食費の公会計化というところでございますが、これにつきましては今年7月に文部科学省のほうから公会計化を進めるためのガイドラインというのが示されました。現在はちょっと、そちらのほうの内容を研究しているという段階でございます。そちらのほうガイドラインにもございますけれども、公会計化を進めるためにはやはり、準備の段階からかなりマンパワーを要するというので、システマ的な検討ですとか、要するに学校の給食というのは児童生徒さん、その日その日一食、何かで欠食、食べられない日もございますので、そういう場合の給食費をどうするかとか、さまざまな具体の部分で検討が必要になってまいります。もちろん先ほどのアレルギーの部分もありますし、あるいは給食費に関しては、就学の支援を受けている場合等もございます。さまざまなのに対応した、大分精緻な検討をしていかなければ対応できないというところはありますが、現在はそういうガイドラインに基づいて研究しているというところでございます。

○委員長（熊坂伸子君） はい。12時になりましたが、引き続き審査を続けます。

○4番（畠山茂君） 詳しくは別な機会にやりたいと思います。はいありがとうございます。

○委員長（熊坂伸子君） ほかに質疑はございませんか、加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） またまた建物、施設についての質問になるんですが、東日本大震災の折には、川井給食センターでおにぎりを作っていたきまして、被災した地域は大変助かった施設でございました。それで今後の施設のね、特殊な施設だから、どういうふうにするっていうふうを考えているんですか。

○委員長（熊坂伸子君） 若江教育委員会総務課長。

○教委総務課長（若江清隆君） はい、給食センター、確かに特殊な施設でございます。今後の利活用につきましては、こちらのほうもですね、現在庁内の方に公共を活用の希望がないかどうか、各課の考えを現在聞いているところでございます。もしも、その中で特に何も出てこなければ、こちらのほうもやはり、次は地域にも入って説明をして何か利活用の希望がないか、検討してまいりたいと考えております。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） 宮古地区っていうのかな、この現在の宮古市の中ではこの施設が1番古い給食センターだったと思ってます。あそこはね、センター方式でやったのは1番早かったから、1番あそこが古い施設だったと思います。

それで例えば、食品加工っていうのかな、そういったような施設として利用したいっていうような、業者からの申し申し込み等々についても、そういったこともウイングを広げて審査していくって、審査というか検討していくってことになるんですか。

○委員長（熊坂伸子君） 若江教育委員会総務課長。

○教委総務課長（若江清隆君） はい、庁内公共利用がないで地域に入ってた時に、例えばそういうような、地域として、例えば340号の休憩施設みたいな感じで使いたいとか、何かそういう検討の中で、そういう調理関係のっていうのがあれば、非常に有効だなとは思いますが、まずそういう地域に聞いて、そのあと今度は一般の方に聞くということになりますので、その中でもしかしてそういうような申し込みがあれば、そういう道もあるのかなと考えております。

○委員長（熊坂伸子君） はい、よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） なければ、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい。ないようですので、直ちにお諮りいたします。議案第14号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい、異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案可決すべきものと決定いたしました。

○委員長（熊坂伸子君） 以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。12月20日の本会議における請願第5号、議案第7号から第9号、第13号、第14号の委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい、異議なしと認めます。

なお、請願第5号が本会議で採択された場合の意見書案につきましては、今定例会議中に委員会で協議したいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい、それでは意見書案の協議日程は、後ほど調整のうえ通知させていただきます。以上で付託事件審査を終わります。

午後0時19分 終了（付託事件審査）



教育民生常任委員会委員長 熊坂伸子